

鳥取県公報

本報ノ大キサハ規定規格Aナリ

昭和二十六年十二月二十八日
号 外 金 曜 日

告 示

◇鳥取縣告示第五百六十三号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八條の規定によ
り次のように建設業者登録簿に更新の登録をした。
昭和二十六年十二月二十八日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

主 要 目 次

- ◇告示 建設業者の更新登録
国民健康保険を行う船岡村に対し條例の制定
認可
- 建築代理業者の登録
- 保険医の指定
- 保険医の指定取消
- 保険医の異動
- 明治村の字の区域変更
- 昭和二十七年年度森林区実施計画の公表
- 鳥取県農業振興計画の要旨公表
- 積雪寒冷単作地区の追加指定
- ◇人事委員會規則 職員の勤務時間に関する規則

登 録 番 号

登録年月日

商号又は名称

主たる營業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
(ろ)第一一五号

昭和二十六年
十一月十四日

株式会社 長谷川商会

米子市道笑町一丁目二

長谷川利隆

第一一七号

十一月十九日

加藤組

気高郡明治村大字榎原三六九ノ一

加藤 富治

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ当ル)

昭和二十六年十二月二十八日 号 外

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可 一

〃 第一一九号 〃 林 組
 〃 第一二〇号 〃 山口電業株式会社
 〃 第一二二号 〃 〃 二十九日 野村 組

〃 大正村大字古海七九八 林 益次郎
 〃 鳥取市元魚町二丁目三 山口 敏子
 〃 二階町三丁目三五 野村 憲一

◇鳥取縣告示第五百六十四号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ十三第二項の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十六年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 認可年月日
 八頭郡船岡村 昭和二十六年十二月十二日

◇鳥取縣告示第五百六十五号

鳥取県建築代理業者名簿に次の者を昭和二十六年十二月一日登録した。

昭和二十六年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	現住所	氏名	業務管理者
235	昭和二十六年十二月二十六日	鳥取県東伯郡南谷村大字安歩五八七右同	山本繁喜	山本繁喜

◇鳥取縣告示第五百六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のうに指定した。

昭和二十六年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名

診療科名	名称	所在地
------	----	-----

保険医氏名

指定年月日

内、外科	古志 医院	西伯郡賀野村字市山	古志 新	昭和二十六年十一月一日
産婦人科	原田 診療院	東伯郡倉吉町東町	永井浩三郎	〃 〃 二十日
齒科	地原齒科医院	鳥取市東品治町	地原 美津	〃 〃 十二月一日

◇鳥取縣告示第五百六十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医の指定を次の通り取消した。

昭和二十六年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

診療科名

診療科名	名称	所在地
------	----	-----

取消事由

氏名

取消年月日

内科	上田 医院	東伯郡浦安町字浦安	死亡	上田 百吉	昭和二十六年九月八日
齒科	秋山齒科医院	鳥取市瓦町二五〇	管外転出	多名部金徳	〃 〃 二十日
〃	平田齒科診療所	気高郡湖山村	〃	平田 亮一	〃 〃 十一月十三日
内科	滝 医院	岩美郡浦富町	〃	滝 讓	〃 〃 十月七日

◇鳥取縣告示第五百六十八号
 健康保險法(大正十一年法律第七十号)並びに船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保險医に次のような異動があつた。

昭和二十六年十二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所		異動事由	氏名	異動年月日
	名 称	所在地			
齒科	大西齒科医院	米子市東倉吉町一三四	診療所所在地変更	大西吉重郎	昭和二十六年九月十五日
一般全科	井本医院	岩美郡東村字陸上	〃	井本 徳治	〃十月二十五日
内、小兒、皮膚科	巨島医院	〃 浦富町浦富	〃	巨島 博	〃十一月十日
内、小科	〃	〃	〃	巨島 怜子	〃
齒科	樋口齒科医院	八頭郡若桜町西町	〃	樋口 亨	〃十二月七日
〃	大住齒科医院	東伯郡八橋町字徳方	〃	大住 次郎	〃十月一日

◇鳥取縣告示第五百七十号

耕地整理施行のため高郡明治村の字の区域を次の通り変更する。

昭和二十六年十二月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

大字名	現 在 地 域		大字名	変 更 地 域	
	字 名	番 号		字 名	番 号
細見	鮎婦	二二三ノ一	細見	滝ノ元	〃
〃	〃	〃 次三	〃	〃	〃
〃	〃	〃 ノ三	〃	〃	〃
〃	砂田ノ一	六五二ノ五	〃	〃	〃
〃	下砂田	二二五次一	〃	〃	〃
〃	〃	〃 次二	〃	〃	〃
〃	砂田ノ一	六五二ノ五	〃	鮎婦	一〇〇
〃	下砂田	二三七ノ一	〃	砂田	〇〇三
〃	〃	〃 次一	〃	〃	〇〇二
〃	〃	二三八	〃	〃	〇一一
〃	向砂田	二四〇	〃	〃	六二五
〃	〃	二四一	〃	〃	二〇〇
〃	下砂田	二三八	〃	向砂田	〇〇二
〃	砂田	二五六	〃	〃	一〇六
	雑種地			雑種地	

全筆

全筆

七、 伯耆農林業地帯	東伯郡 小鹿村、三徳村、三朝村、旭村、竹田村、上小鴨村、矢送村、南谷村、山守村、北谷村、古布庄村、以西村、上長田村、東長田村、賀野村、大山村、大國村、法勝寺村、大宮村、阿毘縁村、山上村、多里村、日野上村、福栄村、石見村
	西伯郡 日野村、根雨町、神奈川村、江尾町、米沢村、溝口町、日光村、八郷村
八、 西伯水田地帯	成実村、天津村、高麗村、所子村、尙徳村、五千石村、幡郷村、泉村、大高村、大和村、淀江町 字

鳥取県農業振興總事業費年度別集計表 (單位千円)

事業種目	年次	總事業費	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
備張水良進全良充	857,867.55	4,608.0	307,482.3	256,163.15	191,883.05	97,731.05	
善産除入進充集設良良除	4,632.117.0	454,051.0	1,370,154.0	1,274,310.0	841,761.0	691,841.0	
改良進全良充	1,388,217.0	140,213.0	374,053.0	369,358.0	270,138.0	229,450.0	
増進全良充	1,887,792.0	284,133.0	489,207.0	467,921.0	352,291.0	294,190.0	
増進全良充	278,973.0	4,515.0	135,378.0	70,463.0	41,414.0	27,203.0	
改良進全良充	157,507.0	-	41,212.0	41,682.0	37,804.0	36,809.0	
改善産除入進充集設良良除	159,673.0	3,376.8	34,507.2	43,661.6	39,316.0	38,311.4	
増進全良充	892,156.0	-	-	126,400.0	103,026.0	95,730.0	
増進全良充	72,790.0	-	-	33,050.0	21,940.0	17,800.0	
増進全良充	83,883.0	-	19,178.5	26,082.5	20,348.0	18,274.0	
増進全良充	673,736.0	-	155,083.0	207,044.0	160,972.0	150,637.0	
増進全良充	104,930.0	-	31,453.0	41,335.0	19,656.0	12,456.0	
増進全良充	25,737.6	-	2,653.6	7,902.1	7,541.9	7,640.0	
増進全良充	185,066.0	-	39,517.0	52,280.0	50,434.0	42,835.0	
増進全良充	70,653.6	-	17,148.0	20,180.8	17,132.8	16,192.0	
増進全良充	241,430.8	-	43,196.0	69,342.8	66,531.2	62,330.8	
増進全良充	5,280.1	313.1	827.1	1,653.6	1,260.0	1,226.3	
改良進全良充	923,728.0	-	77,755.0	437,412.0	244,663.0	163,398.0	
改良進全良充	366,077.0	-	-	162,359.0	112,728.0	90,900.0	
改良進全良充	95,088.0	-	23,857.0	24,948.0	23,739.0	22,544.0	
改良進全良充	19,934.0	-	4,986.0	4,984.0	4,982.0	4,932.0	
改良進全良充	12,550,576.6	891,789.9	3,167,652.7	3,738,532.55	2,629,560.95	2,123,070.55	

00614

鳥取県農業振興総事業費地域別集計表 (單位千円)

事業種目	地区	総事業費	因水田	因漁業	因農林業	東伯	西伯	西伯	其他
土地條件の整備	備前	857,867.65	93,227.1	4,190.0	202,641.8	8,385.0	16,138.0	196,910.45	230,992.2
張良良進全良	備前	4,632,117.0	696,746.0	97,535.0	734,945.0	410,413.0	256,600.0	847,765.0	1,148,446.0
地地地	備前	1,383,217.0	385,680.0	44,955.0	144,222.0	147,745.0	137,585.0	210,336.0	214,638.0
地利地利	備前	1,887,792.0	283,080.0	43,672.0	417,020.0	52,392.0	102,951.0	95,118.0	554,319.0
土土土	備前	278,973.0	96,463.0	6,579.0	90,481.0	14,549.0	800.0	19,737.0	49,795.0
牧野野	備前	157,507.0	5,749.0	80.0	15,962.0	1,560.0	3,087.0	5,551.0	121,908.0
生産施設	備前	159,673.0	29,754.4	357.4	35,744.0	5,781.2	8,233.1	17,589.8	55,510.2
種肥料	備前	325,156.0	73,900.0	8,100.0	17,646.0	18,202.0	19,236.0	66,054.0	90,650.0
給由機	備前	72,790.0	12,360.0	700.0	7,450.0	7,840.0	10,850.0	27,250.0	3,740.0
農産産	備前	83,883.0	25,082.5	1,440.0	7,641.0	961.0	3,638.0	19,232.5	17,390.0
畜産畜産	備前	673,736.0	134,153.0	6,719.0	94,283.0	21,516.0	21,714.0	112,916.0	166,715.0
畜産畜産	備前	104,900.0	15,160.0	4,980.0	22,380.0	6,880.0	5,910.0	27,970.0	16,860.0
畜産畜産	備前	25,737.6	3,753.1	1,100.0	6,899.9	970.0	67.2	3,668.4	8,757.8
畜産畜産	備前	185,066.0	31,284.0	1,345.0	26,745.0	5,530.0	7,140.0	35,370.0	65,392.0
畜産畜産	備前	76,653.6	3,980.8	2,353.2	7,299.2	9,828.8	2,092.8	27,187.2	11,907.2
畜産畜産	備前	241,400.8	6,832.0	3,024.0	17,584.0	4,448.0	4,448.0	139,478.0	16,286.0
畜産畜産	備前	2,280.1	79.6	516.9	638.0	1,488.0	36.6	1,863.0	593.0
畜産畜産	備前	923,728.0	274,680.0	850.0	167,253.0	4,200.0	8,600.0	47,564.0	327,093.0
畜産畜産	備前	366,077.0	11,993.0	818.0	114,673.0	467.0	7,720.0	40,181.0	179,874.0
畜産畜産	備前	95,088.0	4,643.0	-	15,200.0	129.0	3,663.0	5,622.0	48,201.0
畜産畜産	備前	19,934.0	2,188.0	229,496.5	2,145.0	768,195.0	620,509.7	2,147.0	3,309,077.9
畜産畜産	備前	12,550.0	600.5	707.9	707.9	768,195.0	620,509.7	2,147.0	3,309,077.9
畜産畜産	備前	576.65	1,800.5	707.9	707.9	768,195.0	620,509.7	2,147.0	3,309,077.9

00615

鳥取縣告示第五百七十三号

昭和二十六年七月鳥取県告示第三百五十一号をもつて公示した積雪寒冷單作地区として次の村の区域を昭和二十六年七月三十一日追加指定した

昭和二十六年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

追加した村

東伯郡宇野村

人事委員会告示

職員の勤務時間に関する規則をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 倉 繁 良 逸

鳥取縣人事委員会規則第十号

職員の勤務時間に関する規則

(この規則の目的)

第一條 この規則は、職員の勤務時間に関する條例(昭和二十六年鳥取県條例第三十八号)の規定に基づき、職

員の勤務時間に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間)

第二條 職員の勤務時間は、一週間について四十四時間とする。

(休憩時間)

第三條 休憩時間は、所定の勤務時間の中に含まれない。

2 休憩時間は一せいに与えることを原則とし、かつ、これを自由に利用させなければならぬ。

(休息时间)

第四條 休息時間は、所定の勤務時間の中に含まれ、四時間につき十五分を置かなければならない。

2 休息時間は、勤務時間の始め又は終りに置いてはならない。休息時間は、これを与えられなかつた場合においても繰りこされることはない。

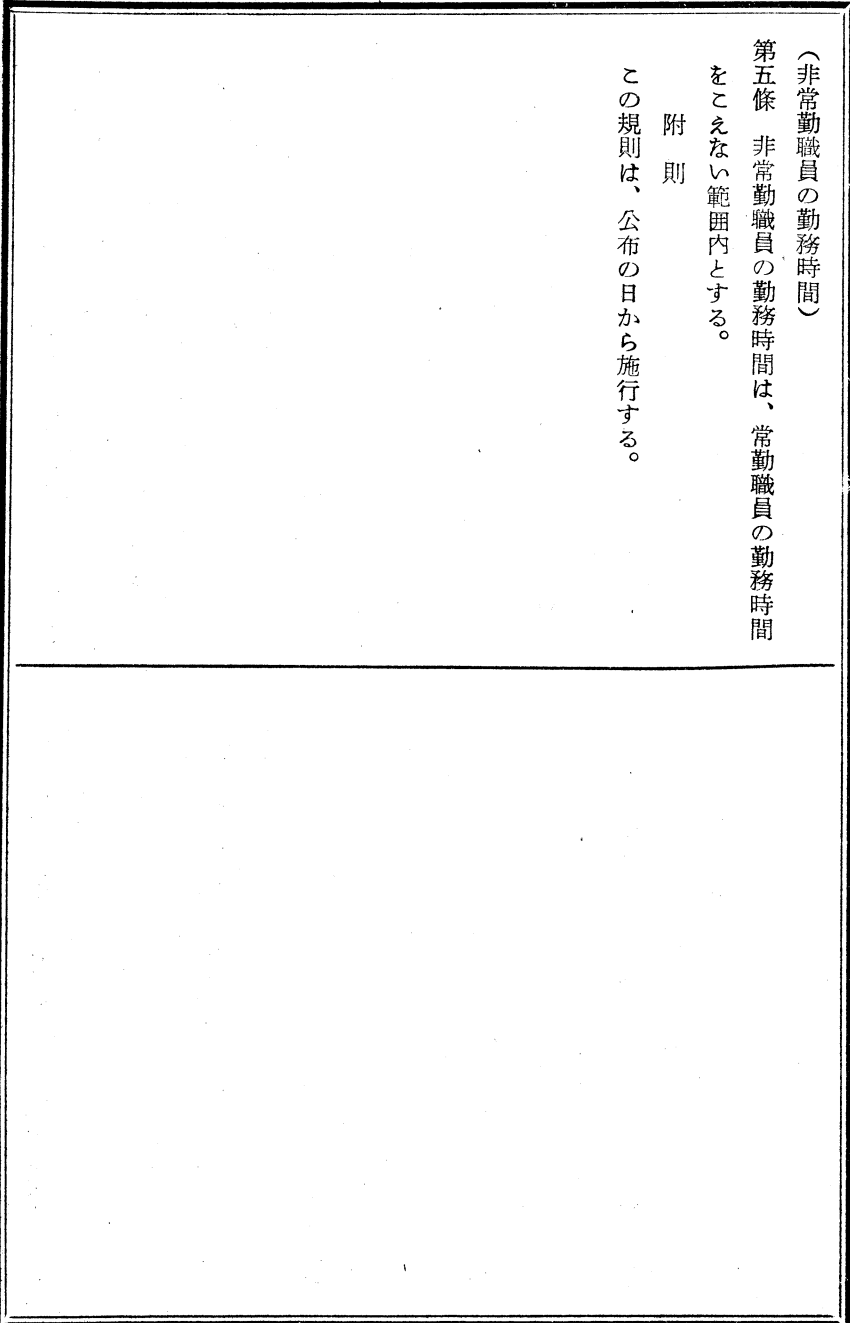
3 特別の事情により前二項の規定により難いときは、任命権者は人事委員会の承認を経て、休息時間につき別段の定めをすることができる。

(非常勤職員の勤務時間)

第五條 非常勤職員の勤務時間は、常勤職員の勤務時間をこえない範囲とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



昭和二十六年十二月二十八日印刷
昭和二十六年十二月二十八日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

印

鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取

鳥取県公報

昭和二十六年十二月二十八日
外 金曜日

本書ノ大キサハ既定規格A五判

主要目次

◇告示 造林地の指定
改良普及員資格試験合格者
結核予防法の医療機関指定
結核予防法の指定医療機関の種類変更

告示

◇鳥取県告示第五百六十九号

造林臨時措置法（昭和二十五年法律第五十号）第十條の規定により次の通り造林地を指定した。

昭和二十六年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

番号	造林地の所在地	地目	積	造林地指定年月日	備考
1	西伯郡大山村大字佐摩字上大谷八四	山林	三反歩	昭和二十六年十二月二十八日	提島 章隆
2	中島越三七	〃	一町三反歩	〃	〃
3	鳥越三五ノ一	〃	九反歩	〃	酒島 恒
4	上白辻三四	〃	一町一反六畝歩	〃	大森 重永
5	宮内字横宮一〇四	〃	三反歩	〃	美柑 仁二

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ当ル）
火金 曜日發行（時ハ翌日）
昭和二十六年十二月二十八日 外

（昭和四年四月十五日）
（第三種郵便物認可） 一

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	12	11	10	9	8	7
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
安藏字大林一、一九一	屋住字大谷六二七	大カメ越し一、〇八二	江波字大畑谷一、〇六四	持大口六五六	〃 五八八	〃 五八八	屋住字添谷五八五	宮原字宮ノ前二八五	安藏字日向平一、二二七	社 村大字江波字大畑谷一、〇四五ノ二	福井字フタマタ六七二	〃 庵谷八〇〇	見槻字八日七三四	西谷字城ノ谷六四三	〃 平左衛門釜六四二	郡家字鞍内四二一ノ一〇
〃	山林	〃	原野	〃	〃	〃	山林	原野	〃	〃	〃	〃	山林	〃	〃	〃
三町歩	二町五反歩	三町歩	二町歩	一町九反歩	一町歩	一町九反歩	二町歩	一町三反歩	一町二反歩	二十二町歩	四反歩	〃	五反歩	五町歩	一町二反歩	七反歩
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
永田 亀吉	〃	長谷川壽治	社 村(權利関 係者、八頭郡社 大字屋住二 長谷川壽治外三)	〃	〃	〃	長谷川壽治	〃	社 村	船曳 殖	田見英雄外一名	毛利 壽	森田広美外一名	〃	〃	〃

8	7	6	5	4	3	2	1	20	19	18	17	16	15	14	13	12
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大水一、九七三ノ三六	〃 一、九七四ノ五	赤松字磯ヶ平一、七五五ノ一	諸鹿字高畑九一五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	原野	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二反歩	三反歩	二反歩	八反歩	〃	〃	〃	二反歩	三町歩	八町歩	一町三反歩	二町歩	一町五反歩	一町歩	一町三反歩	〃	一町歩
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	茗荷 正男	前上 吉藏	赤松部落代表 者森本繁太郎	長尾梅太郎	大坪 近治	中島 秀藏	〃	安東哲次郎	大家 重善	大家 金藏	入江 崙憲	永田 亀吉	奥本 早人	加賀田 牧	加賀田月一

43	高野字カツラ谷七〇五	二反歩	中尾 新一
44	初谷山七二五	八反歩	山根 敬士
1	山郷村大字西谷字大段一、〇三四	三反歩	岡田熊之助
2	下津舟七八一ノ八	三反歩	〃
3	中原字曲リ谷六九八	一町四反歩	〃
4	小白坪谷上平七二八	一町歩	〃
5	滝ノ上上え平七二九	七反歩	〃
6	曲リ谷六八九ノ一	四反歩	中沢勇三郎
7	西谷字大ナル一、〇二三ノ一六	二反歩	岡田 幸吉
8	〃 一、〇二三ノ九	〃	〃
9	中原字山川六四七	〃	岩下 享
10	福原字朽市谷左平四七四ノ一	七反歩	玉木 正市
11	駒帰字神田六〇九	五反歩	丸山 元晴
12	小屋ケナル四四三ノ六	二反歩	小林 敬治
13	神田六〇八ノ一	五反歩	〃
14	〃 六〇九ノ四	六反歩	小林延次郎
15	福原字ワラビチ中谷六五二	二反歩	大藤 茂孝
16	〃 六五六	一町二反歩	藤原 輝治

18	西谷字栗木谷九四七ノ二	一町歩	青木 留藏
19	尾見字概の凹一九六	一町七反歩	岡田 さわ
20	西谷字黒の田上エ九四八ノ七	二町歩	〃
21	駒帰字大井谷六八二ノ一	二反歩	横川 光作
22	中原字山木下モ上五八〇	二反歩	青木 傳次郎
23	駒帰字神田六〇八ノ二	五反歩	小林清九郎
24	西谷字ソラ田八二九	二反歩	尾崎重太郎
25	尾見字名引の上へ四五八	〃	寺坂 虎男
26	駒帰字吉ヶ谷五三三	〃	玉木 典平
27	福原字アソウ谷東五八三	〃	〃
28	尾見字段二六五	〃	青木 栄英
29	駒帰字小屋ケナル四四三ノ八	一町歩	大橋 秀男
30	中原字曲リ谷六九九ノ四	六町五反歩	中沢 益三
31	東谷奥八五八	二反歩	〃
32	向イ山九九五	七反歩	〃
33	西谷字滝谷八九三	二反歩	声高 純一
34	駒帰字神田六〇九ノ五	五反歩	中村 輝男
35	中原字芦谷八二四	〃	中沢喜八郎

115	宇波字大茗荷谷七九八	二反步	〃
116	〃 七九六	六反三畝步	〃
117	小字津ノ小谷一、〇四一	一町步	〃
118	〃 一、〇四二	三反步	〃
119	宇津ノ小谷一、〇二〇	八反步	〃
120	〃 一、〇二三	二反步	〃
121	〃 一、〇二五	五反步	〃
122	大内字西山七九八	三反步	〃
123	二の丸九二一	八反步	〃
124	市瀬字大芦谷二、五三三	七反步	〃
125	大町谷三、〇九二ノ一	二反步	〃
126	〃 三、〇六五ノ一	三反步	〃
127	〃 三、〇六五ノ三	一反步	〃
128	〃 三、〇六五ノ二	四反步	〃
129	下ノ谷二、八七六	一反步	〃
130	〃 二、八七五	二反步	〃
131	サギ谷二、九二二ノ二	一反步	〃
132	〃 二、九一九ノ一	六反步	〃
			植木 義一
			植木 徳藏

133	西野字一の滝一、三六五	三反步	〃	春摘政次郎
134	〃 一、三六二	〃	〃	〃
135	〃 一、三六一	四反步	〃	〃
136	芦津字倉谷上へ八二八ノ一	六反七畝步	〃	綾木 政治
137	倉谷八三九	三反三畝步	〃	〃
138	小坂上一、〇六〇	一町步	〃	武田 利男
139	河谷六八二	六反步	〃	〃
140	〃 六八四	八反步	〃	〃
141	西字塚字吉ヶ谷一、一〇一	一町步	〃	国岡 清藏
142	〃 一、〇九八	四反步	〃	〃
143	西野字一の滝一、三六八	二反步	〃	梶川 傳治
144	波多字マタケ五五六ノ一	三反五畝步	〃	〃
145	〃 五五六ノ二	〃	〃	〃
146	芦津字柳ヶ谷五五四	三反步	〃	寺谷 義治
147	〃 五五五ノ一ノ二	二町八反步	〃	〃
148	〃 五五六	四反五畝步	〃	〃
149	芦津字迎山六三六	一反五畝步	〃	〃
150	〃 六三七	一反步	〃	〃

186	〃	〃	西野字横谷九八六	山林	三町三反步	〃	森本忠四郎
187	〃	〃	小横山一、二三〇次二	〃	三反步	〃	〃
188	〃	〃	浅見宮ノ上ミ六五六次一	〃	六反步	〃	〃
189	〃	〃	〃 六六三ノ次一	〃	三反步	〃	〃
190	〃	〃	〃 六六三	〃	一反步	〃	〃
191	〃	〃	市瀬字長途二、九七〇	〃	三反五畝步	〃	植木亀太郎
192	〃	〃	〃 二、九七五	〃	二町三反步	〃	〃
193	〃	〃	砂山二、四七九ノ一、ノ二ノ三	〃	五反步	〃	葉狩 兵市
194	〃	〃	〃 二、四七九ノ一、ノ二、ノ三	〃	四反步	〃	葉狩 平市
195	〃	〃	大町谷三、〇四五ノ第一	〃	二反步	〃	藤原 重治
196	〃	〃	〃 三、〇四六	〃	〃	〃	〃
197	〃	〃	〃 三、〇四八	〃	一町一反步	〃	〃
198	〃	〃	〃 三、〇四九	〃	二反步	〃	〃
199	〃	〃	〃 三、〇五〇	〃	一町步	〃	〃
200	〃	〃	サギ谷二、九三九	〃	三反三畝步	〃	植木 福治
201	〃	〃	大町谷三、〇六六ノ二	〃	一反步	〃	〃
202	〃	〃	〃 三、〇六六ノ一	〃	一反步	〃	〃
203	〃	〃	〃 三、一〇一ノ二	〃	〃	〃	〃

204	〃	〃	〃 三、一〇一ノ一	〃	二反步	〃	〃
205	〃	〃	〃 三、一〇二	〃	三反三畝步	〃	〃
206	〃	〃	西野字中尾一、三〇五	〃	二反步	〃	春摘 きし
207	〃	〃	井津上六九五ノ四	〃	〃	〃	〃
209	〃	〃	芦津字カヅラガ谷より大東仙七八三ノ一	〃	一〇町步	〃	芦津 部落
210	〃	〃	虫谷下奥一、一一五	原野	一町步	〃	寺谷 文雄
211	〃	〃	虫谷上一、〇八四	〃	〃	〃	〃
212	〃	〃	河谷字カンマチ口五八一ノ一	山林	八反步	〃	山 形 区
213	〃	〃	惣地字中ノ谷高木六二六	〃	六反二畝步	〃	石谷傳四郎
214	〃	〃	西野字小谷一、二五〇次四	〃	五反步	〃	春摘 隆男
215	〃	〃	西宇塚字柿ノ木七二二	〃	〃	〃	佐々木傳一郎
216	〃	〃	波多字ミノギ谷八〇七	〃	一町步	〃	林 傳市
217	〃	〃	八夕谷七五一	〃	三反三畝步	〃	大原 昭彦
218	〃	〃	南方字井ノ谷上ミ平一、四一七	〃	二反三畝步	〃	田中富貴外一名
219	〃	〃	三田字一ノ谷山一、〇九一ノ一	原野	三反五畝步	〃	杉谷 神社
220	〃	〃	三吉字段辻八一〇、八一〇ノ一	山林	三反步	〃	福永 壽男
221	〃	〃	オニガダニ七八〇	〃	三反三畝步	〃	出口喜代藏
222	〃	〃	杉名谷七七四次一	原野	四反步	〃	出口 勝

223	〃	〃	〃	〃	慶所字女子谷三一六	山林	六反歩	〃	森下福藏外二 三名
224	〃	〃	〃	〃	慶所奥三五九	〃	一反歩	〃	池本 信
225	〃	〃	〃	〃	三吉字漆山七八二ノ二	〃	四反歩	〃	小椋 武道
226	〃	〃	〃	〃	山根字大平八一七	〃	六反歩	〃	藤木光藏外八名
227	〃	〃	〃	〃	惣地字中ノ谷高木六〇三	〃	四反三畝歩	〃	西尾 槌藏
228	〃	〃	〃	〃	ナメラ谷六六九、六七〇	山林 原野	五町歩	〃	西尾善十郎外 二〇名
229	〃	〃	〃	〃	見尾谷七八八	山林	五反歩	〃	西尾文次郎
230	〃	〃	〃	〃	〃 七八三	〃	四反五畝歩	〃	西尾 輝一
231	〃	〃	〃	〃	中の谷高木六〇六	〃	一反歩	〃	西尾初五郎
232	〃	〃	〃	〃	〃 六二五	〃	二反歩	〃	西尾 藤吉
233	〃	〃	〃	〃	〃 六一一	〃	〃	〃	西尾 増藏
234	〃	〃	〃	〃	市瀬字ムツノ谷二、七〇二	〃	五反歩	〃	鳥 巢 組
235	〃	〃	〃	〃	口字波字中ケ谷七五七	〃	三反三畝歩	〃	藤森泰吉外二名
236	〃	〃	〃	〃	谷七八七	〃	一反歩	〃	林 国雄
237	〃	〃	〃	〃	西野字井津上六八二ノ一、六八二、六 八三ノ一、六八三、六八四ノ一、六八四 二	〃	〃	〃	浅見 美代
238	〃	〃	〃	〃	八河谷字綾木谷東平五三〇、五三四ノ 二	〃	一町歩	〃	山形 部落

00643

239	〃	〃	〃	〃	芦津字上桑原一、〇〇二	〃	〃	〃	綾木松雄外一名
240	〃	〃	〃	〃	山根上へ九六八	〃	六反歩	〃	寺谷 澄子
241	〃	〃	〃	〃	〃 九八〇	〃	四反歩	〃	武田 竹藏
242	〃	〃	〃	〃	迎山六四七	〃	三反歩	〃	綾木 爲藏
243	〃	〃	〃	〃	河谷六七〇	原野	〃	〃	綾木 浜藏
244	〃	〃	〃	〃	倉谷上へ八二九ノ一	〃	六反七畝歩	〃	綾木 定吉
245	〃	〃	〃	〃	八河谷字小谷山四八四	山林	二反七畝歩	〃	白岩 新藏
246	〃	〃	〃	〃	柳谷東平四五〇ノ一	原野	三反歩	〃	白岩 浪子
247	〃	〃	〃	〃	タテサユ四二七	山林	五反歩	〃	綾木まつ外一名
248	〃	〃	〃	〃	鳴滝三九四	田	三反歩	〃	白岩 傳藏
249	〃	〃	〃	〃	大内字箕ヶ谷八一六、八一七、八一八	山林	一町歩	〃	山根 歌郎
250	〃	〃	〃	〃	篠坂字水ナシ四六三	〃	一反五畝歩	〃	山根 歌郎
251	〃	〃	〃	〃	テンドリ四八三	〃	二反歩	〃	国政 藤藏
252	〃	〃	〃	〃	倉谷西平五六九	〃	一反歩	〃	国政 隆義
253	〃	〃	〃	〃	水ナシ四六〇	保安林	二反歩	〃	国政 啓藏
254	〃	〃	〃	〃	毛谷字下タ山田二六〇	山林	一反三畝歩	〃	前田善四郎
255	〃	〃	〃	〃	家ノ谷下モ平二八六	〃	二反三畝歩	〃	大河原唯一
256	〃	〃	〃	〃	上々平三〇三	〃	二反歩	〃	大河原行省
									大河原多左衛門

257	〃	〃	郷原字下西山四三九	〃	一町三反步	〃	芦谷 音藏
258	〃	〃	西野字中山一、〇三四	〃	六反七畝步	〃	大坪 信一
259	〃	〃	大呂字ヘセツコフ九五六ノ一、九五七ノ一	〃	一町一反步	〃	大呂 亀世
260	〃	〃	西野字木地小屋九六一	原野	八反步	〃	山本 幹夫
261	〃	〃	疊岩九一七	山林	二反步	〃	福本 壽良
262	〃	〃	智頭字新田二、四二一	〃	二反五畝步	〃	国岡 一繁
263	〃	〃	市瀬字大町谷三、〇九七	〃	一反步	〃	植木 益一
264	〃	〃	八河谷字イワオバナ五一三	〃	六反步	〃	白岩 鉄次郎
265	〃	〃	芦津字小雲ヶ平ラ七三〇	原野	一町步	〃	武田 豊次郎
266	〃	〃	口字波字向田ノ上ヘ七三七	山林	二反三畝步	〃	林 国雄
267	〃	〃	西野字動々上ヘ九〇〇	〃	五反步	〃	森下 逸子
268	〃	〃	岩神字松尾四一七ノ六	〃	二反步	〃	谷口 市藏
269	〃	〃	惣地字中の谷五七〇	〃	三反步	〃	前橋 直行
270	〃	〃	口波多字津田六九三ノ一六九三ノ二	〃	四反步	〃	林 壽賀男
271	〃	〃	波多字牛倉六八五ノ一	〃	一町步	〃	白岩 幾藏
272	〃	〃	大呂字西山八九七	〃	五反步	〃	大呂 定治
273	〃	〃	長畑上一、〇一九	原野	七反步	〃	山本 かん
274	〃	〃	山柿一、〇八六	〃	二町七反步	〃	山本 民治

275	〃	〃	西野字金山東平一、二七一	〃	五反步	〃	村上 陸美
276	〃	〃	一ノ滝一、三五九	山林	一三反步	〃	春摘 しな
277	〃	〃	新左衛門ゴヤ一、三四八次一	〃	一反步	〃	春摘 長太郎
278	〃	〃	小横山一、一九四	〃	四反三畝步	〃	村上 弁吉
279	〃	〃	野々本山一、二三四、一、二三五	〃	八反三畝步	〃	春摘 寛輝
280	〃	〃	越道山一、二五九	〃	四反步	〃	村上 傳一
281	〃	〃	横谷九八四	原野	五反步	〃	大坪 麻
282	〃	〃	横田字湯谷二九八	山林	二町步	〃	谷口 一
283	〃	〃	市瀬字モチ谷二、七七四	原野	一反步	〃	平尾 正秋
284	〃	〃	口波多字芦谷平四五三	山林	二反步	〃	米井 明次
285	〃	〃	大内字梅ヶ谷九五五	〃	七反步	〃	梶川 務
286	〃	〃	横根奥八八六、八八七	原野	六町步	〃	米井 均
287	〃	〃	篠坂字水ナシ四六一	山林	三反步	〃	米井 快也
288	〃	〃	波多字マタケ五五二	〃	三反三畝步	〃	米井 六郎
289	〃	〃	埴師字滝谷一二五六	原野	十一町步	〃	小林 傳藏外八
290	〃	〃	穗見台一、一六三ノ二	山林	六反八畝步	〃	町大字智頭 <small>名(権利関係者八頭郡智頭小林寛外七名)</small>
291	〃	〃	北谷一、一〇〇	〃	二町一反步	〃	大塚 哲市外一名 草刈 喜弥男

292	横田字湯之谷三〇七	〃	〃	三反三畝步	〃	平尾美喜雄
293	西字塚字シヨイ谷平九七〇、九七一	〃	〃	六反步	〃	坂本 びで
294	宇波字杉ヶ谷九三二	〃	〃	三反步	〃	藤森 潔
295	口字波字ヌリ鉢六七〇、六七一合併	〃	〃	二反步	〃	寺坂 実明
296	南方字武藏岩一、六八八ノ三	〃	〃	四反步	〃	畠岡 常正
297	南方字大谷一、四九八	〃	〃	三町二反步	〃	南方 部落
298	口字波字砂谷五〇五	〃	〃	六反步	〃	高木清九郎
299	下小谷六三九ノ二	〃	〃	一反步	〃	高木 滋
300	波多字牛倉六八七	〃	〃	一町六反步	〃	酒本頼正外一名
301	新見字清見一、一〇六第二	〃	〃	三町三反步	〃	新見 部落
302	キユリ谷八九六	山林	〃	三反五畝步	〃	河村 勝繁
303	小谷九九八ノ二	〃	〃	一反步	〃	河村 明正
304	〃 九八九	〃	〃	一町二反步	〃	河村 勝重
305	大内字大敷谷一、〇〇九	〃	〃	二町一反步	〃	国岡 太郎
306	坂原字城山六三七	〃	〃	三反三畝步	〃	国岡治太郎
307	口字波字梅ヶ谷四九一内第一	〃	〃	一町步	〃	国岡 俊雄
308	中田字淀の谷三四三、三四三ノ一	〃	〃	四反步	〃	建部 ぶさ
309	波多字小マタケ五三一	〃	〃	七反步	〃	石谷 修三

310	市瀬字大町谷三、〇七八ノ一	〃	〃	一町步	〃	植木 晋春
311	〃 三、一一六	〃	〃	二町四反步	〃	植木 忠二
312	ニノフ谷二、五八八	〃	〃	二反步	〃	山本 啓藏
313	〃 二、六〇一	〃	〃	二反五畝步	〃	山本久五郎
314	小谷二、五七四	〃	〃	一反七畝步	〃	西川 益衛
315	持谷二、七九七	〃	〃	三反步	〃	平尾 傳市
316	小茅荷谷二、七六七	〃	〃	〃	〃	田中 菊代
317	サギ谷二、九二〇ノ二	〃	〃	一反步	〃	植木 清茂
318	下ノ谷二、八八〇	原野	〃	七反步	〃	中島 組
319	南方字高祖谷一、四四五ノ一	山林	〃	二反步	〃	米井 由藏
320	芦津字虫谷上へ一、〇八〇	原野	〃	一町一反步	〃	寺谷 義治
1	岩美郡津ノ井村大字紙子谷字門上谷一二八ノ一	山林	〃	三反步	〃	福田 武雄
2	称宜谷字柿内谷三五九	〃	〃	四反四畝步	〃	〃
1	八頭郡池田村大字吉川字小坂一、四五九	〃	〃	八反步	〃	大塚 亀吉
2	小船字クツギ谷一、一五二	〃	〃	二反步	〃	小椋 富男
3	中原字大宝一、三六六ノ一九	畑	〃	〃	〃	〃
4	小船字クツギ谷一、一四九ノ五	原野	〃	四反步	〃	熊田 甚一
5	中原字奥岩浪九八四ノ六	〃	〃	一町二反步	〃	池田村農業協同組合

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
吉川字カダ山一、一五	中原字上みの谷一、一三五	落折字血ノ道谷二七二ノ一二	カン町二七〇ノ一六	三ツ竜二七四ノ三	岩屋堂字栗尾三九三	落折字上へ山二八四	才ノ元二九二	トノダイ二七七ノ一五〇	吉川字江ナシ谷一、三三四	中原字木地屋ノ上一、三一九ノ一	落折字ハサリ二六五	吉川字小坂一四六二ノ一	須澄字岩伏五三五ノ一	中原字外ノ岡一三四七ノ内	吉川字小坂一四二七ノ一三二	中原字上みの谷一、一三三
山林	〃	〃	〃	〃	〃	山林	原野	山林	原野	山林	原野	山林	山林	原野	山林	山林
五反步	〃	一町步	一町五反步	八反步	四反步	七反步	三反步	九反步	八反步	八反步	四三町步	四町步	三町步	二町步	一町步	四反步
田中 藤六	永原 進	上田武三郎	平家多美衛外一名	上田武三郎	吉田 長六	平家 守雄	上田武三郎	福田 幸一	田中 藤六	池田 村	落合 吾六	池田 村	池田 村	〃	〃	永原常次郎

鳥取縣公報 号 外 昭和二十六年十二月二十八日 (第三種郵便物認可) 三二

2	1	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大平山一、二二五ノ内	宇田川村大字稻吉字考靈山一、二二一ノ二	王平一、〇五二ノ一	松尾頭一、一〇三ノ一	長田字王平一、〇五二次一	妻木字大道原二三八	大新田三八〇第三	大成一、〇〇二ノ一	大新田三五七外一	宮ノ谷一、〇二三	長田字大新田ノ一、三八〇第一	妻木字新山一、〇七一	莊田字北原六七二ノ二外三	長田字金田山一、〇四〇ノ四外二	妻木字新山一、〇七〇、一、〇六九	富岡字後谷一九一外二筆	西伯郡高麗村大字妻木字山根一、〇二四外一
山林	〃	原野	山林	原野	〃	山林	原野	〃	〃	〃	山林	畑	〃	〃	〃	〃
二町六反步	五〇町步	八町步	二町步	三町步	一反三畝步	一反步	三反步	五反步	一町步	二反步	一反六畝步	一反一畝步	四反五畝步	三反步	四反五畝步	一町二反步
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	高麗 村	山内 勝次	金田 益雄	後藤 幸治	飯田 善治	飯田 善治	(長田神社總代)	飯田 久康	綾木嘉四郎	松田 知章	渡辺 鉄二	入江 政一	高岡 神社

鳥取縣公報 号 外 昭和二十六年十二月二十八日 (第三種郵便物認可) 三三

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	3
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
															エグチ谷一、二二二
															光徳村大字豊成字上蟹淵二、二三〇ノ一
															原野 一二町歩
															山 林 四反五畝歩
															下前部落代 表 二宮魁雄
															茂九郎持の峯二、二三五ノ一
															一反歩
															近藤伊佐雄
															茂九郎持二、〇〇一
															一反一畝歩
															"
															"
															神原二、〇九二ノ三
															四反歩
															"
															上蟹淵二、二三〇ノ三、ノ四
															二町歩
															近藤文次郎
															下叶林二、一五〇ノ四
															二反五畝歩
															上村 弘慶
															上金井谷一、九六五
															二反歩
															米田 壽昭
															蟹淵二、二二二
															二反四畝歩
															野口 香
															茂九郎持の峯二、二三一ノ一
															一一町歩
															光徳村(権利 村大字豊成九 部魁雄外三名)
															倉谷字保野賀八二七
															二反二畝歩
															林原 光儀
															荒田八三八
															三反五畝歩
															"
															牛卸一、〇三〇
															四反五畝歩
															"
															蟹淵九八九ノ一
															三反二畝歩
															"
															猿喰峯一、一三二
															一町二反歩
															角田 彦三

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
																	保野賀八二六
																	小竹字東谷平三三三
																	吉村 大善
																	西鷹尾五六八、五七五 五七四
																	四反三畝歩
																	片山 徳治
																	市夕坪八六一
																	二反二畝歩
																	"
																	中下爲太郎
																	"
																	八六二
																	一反二畝歩
																	"
																	八六六
																	二反二畝歩
																	"
																	寺田峯九九八
																	三反五畝歩
																	"
																	東宮尾一、二二六ノ三
																	二反二畝歩
																	"
																	篠山一、〇二六ノ一
																	八反歩
																	"
																	石仏山八九三ノ二
																	五反五畝歩
																	二宮鶴太郎
																	"
																	八八九ノ一
																	七反五畝歩
																	"
																	〃 八九三ノ一
																	三反六畝歩
																	"
																	西ノ山九八〇
																	四反歩
																	"
																	東坪字寺谷平一、八七一
																	二反八畝歩
																	"
																	西坪字箱根谷九五五
																	二反歩
																	"
																	西原際一、〇六五
																	四反歩
																	"
																	下中畝八八一
																	七反五畝歩
																	"
																	木下 昇

鳥取県公報

昭和二十六年十二月二十八日
号 外 金 曜 日

本書ノ大きさノ國定規格A五判

主 要 目 次

◇教育委員會告示 季節分教場設置の認可

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第二十五号

昭和二十七年一月一日より同年三月三十一日まで左記季節分教場の設置を認可した。

昭和二十六年十二月二十八日

鳥 取 県 教 育 委 員 会

記

分 教 場 名	所 在 地	校 区	管 理 者
東伯郡八橋町立八橋小学校岩船分教場	東伯郡八橋町大字岩船開拓地	岩船開拓部落	八橋町長

鳥取県公報

本書ノ大キサハ既定規格A五判

昭和二十六年十二月二十八日
号 外 金 曜 日

主 要 目 次

◇規則 農地調整法施行細則の一部改正

規 則

農地調整法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第八十九号

農地調整法施行細則の一部を改正する規則

農地調整法施行細則（昭和二十四年七月鳥取県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則但書中「昭和二十七年一月一日」を「昭和二十八年一月一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル）
火命 時ハ翌日

昭和二十六年十二月二十八日

外（昭和四年四月十五日）
第三種郵便物認可